

平成28年7月8日(金)

## 平成28年熊本地震に係る金融庁関連の対応

平成28年熊本震災を受けて、金融庁・財務局においては以下のような施策を講じております。

|   | 対応                        | 内容  |       |
|---|---------------------------|---|-------|
| 1 | 金融機関に対する金融上の措置の要請         | 熊本県内の関係金融機関等に対し、九州財務局長及び日本銀行熊本支店長の連名により要請文を発出。                  | 4月15日 |
| 2 | 金融機関の被害状況の把握              | 財務局を通じ、金融機関の店舗・ATMの営業状況を把握する体制を構築。                              | 4月15日 |
| 3 | 外国当局・在外公館への情報提供           | 金融機関に対する金融上の措置要請等、外国当局・在外公館に対し、金融庁関連の状況について情報発信。                | 4月16日 |
| 4 | 金融庁及び金融機関の取組みの对外情報発信      | 金融庁ウェブページに特設サイトを設け、被災者の生活支援等に資する情報を随時更新。                        | 4月17日 |
|   |                           | トップページに専用バナーを設置。更新情報があるごとに金融庁Twitterでも情報発信。                     | 4月18日 |
| 5 | 金融庁内の対応体制の強化              | 金融庁長官をヘッドとする庁内横断の対応チームを設置。                                      | 4月18日 |
| 6 | 自然災害対応私的整理ガイドラインに関する周知広報等 | 全銀協を通じて、被災地の金融機関に対し、広報チラシの配布や窓口備置等による周知広報を改めて依頼。                | 4月18日 |
|   |                           | 金融機関に対し改めて、住宅ローン借入者等からの相談を受けた場合、ガイドラインの内容や手続等について丁寧な説明を行うことを要請。 | 4月22日 |

|    | 対応               | 内容   |       |
|----|------------------|--|-------|
| 7  | 金融機関からの情報収集      | 金融機関のニーズを把握するための情報収集体制を整備。   | 4月19日 |
| 8  | 被災者からの相談に対する対応   | 被災者からの相談を受け付ける「平成28年熊本地震金融庁相談ダイヤル」(フリーダイヤル)を設置。  | 4月20日 |
| 9  | 被災企業の開示書類の提出期限延長 | 提出期限までに有価証券報告書等を提出することができない場合には、各財務(支)局において、個別企業ごとに提出期限の延長を承認することで対応。この旨を、金融庁ウェブサイトにおいて20日(水)に公表、各財務(支)局から全有価証券報告書提出会社に対し個別に周知。  | 4月20日 |
|    |                  | 「平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が4月28日に閣議決定され、5月2日に公布・施行された。これにより、提出期限までに有価証券報告書等を提出できなかった場合でも、7月29日までに提出すれば行政上及び刑事上の責任を問われないこととなる(この場合、各財務(支)局長の延長承認は不要)。また、7月29日までに提出できない場合には、各財務(支)局長による個別企業ごとの延長承認で対応。これらについて、金融庁ウェブサイトにおいて公表し、各財務(支)局から全有価証券報告書提出会社に対し個別に周知。 | 4月28日 |
| 10 | 義援金募集詐欺への対応      | 義援金の募集を装った詐欺行為に対する注意喚起を実施。   | 4月20日 |

|    | 対応                                 | 内容  |               |
|----|------------------------------------|---|---------------|
| 11 | 被災者生活支援チームへの派遣                     | 4月20日から5月6日までの間、当庁職員2名を嘉島町、八代市に派遣。  | 4月19日<br>・20日 |
| 12 | 災害義援金等の犯収法上の本人確認の柔軟な取扱い(犯収法施行規則改正) | 義援金の現金振込みについて、本来10万円超で必要となる本人確認を200万円以下は不要とする。また、被災者が口座開設をする場合、本人確認書類がなくとも本人の申告のみで可能とする。  | 4月22日         |
| 13 | 貸金業法上の提出書類など借入手続等の弾力化(貸金業法施行規則改正)  | 総量規制の例外となる緊急貸付の借入期間の延長(3ヶ月→6ヶ月)、個人事業主が総量規制の例外として借りる場合の事業計画書等の提出不要化、配偶者の年収に基づき借りる際に必要な住民票等の提出期間の延長(契約日→6ヶ月)、リボルビング貸付が一定額に達した際の年収証明書等の提出期間の延長(2ヶ月→6ヶ月)を可能とする。   | 4月22日         |
| 14 | 公認会計士試験実施に当たっての被災受験者への配慮           | 以下の内容について、審査会ウェブサイトで公表。<br>①全国11の試験地(熊本を含む)で当初予定どおり5月29日(日)に実施<br>②受験地の変更や受験票紛失者への再交付について個別に対応  | 4月22日         |
| 15 | 被災地金融機関等に係る報告提出期限等の柔軟な取扱い          | 金融機関等に提出義務のある諸報告・届出の提出期限等に係る特例措置について、「平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の公布・施行(5/2)を踏まえ、当該措置の内容を金融庁・九州財務局のウェブサイトにおいて公表するとともに、関係金融機関等に直接連絡し周知。 | 5月10日         |
| 16 | 検査・監督の考え方の公表                       | 金融機関においては、東日本大震災の際の対応等も踏まえ、今般の災害の影響を受けた債務者の実態やニーズ等を適切に把握した上で、解決策の提案や経営再建計画の策定支援、個別の資産査定も含め、一層きめ細かく柔軟に対応していくことが重要であり、金融庁としても、そうした点に配慮した検査・監督に努める旨を公表。          | 7月8日          |